

規定(4)

日帰りバスツアー実施要領

自然と文化科

1. バスの予約

- ・行事实施日の半年ほど前に、バス会社へ過去の実績などを参考に台数と車種を予約する。
ゆとりを持った内容とし、後日の車種変更条件などを確認する。

2. 参加費用算出と運営委員会の了承

- ・科員への案内文は、原則として実施日の1ヶ月～1.5ヶ月前に出すものとする。
案内文に記載の参加費用算出のため、およその参加人数を把握する必要があるため、班会議等の場で口頭にて参加希望を調査する。
- ・参加費用算出のもとになる参加人数は、実施日までには不参加となる人数を想定して固めに予想する。
- ・案内文の参加費用の欄には、下記文言を付記する。
 - ・『参加人数により参加費用の変更があります。』
 - ・『当日を含めた3日間にキャンセルした場合は、参加費の50%をキャンセル代として申し受けます。』
- ・案内文記載の参加費用については、算出根拠を含め運営委員会の了承を得るものとする。

3. 参加申込みの締切とバスの車種変更

- ・科員の参加申し込みの締め切り時期は実施日の20日程前とする。
参加申し込みの締め切り時期は、バス会社との折衝で車種変更が可能な期限にできるだけ合わせるものとする。
- ・参加申し込みの締め切り時に、科員からのメールで参加確認をして参加人数を確認するとともに、実施日までの間に不参加となる人数を想定してバスの台数と車種を確定する。

4. 参加費用の変更

- ・参加申し込み締め切り時点で、参加人数が案内文の参加費用の設定前提から大きく減少して当初の参加費用ではまかなえない場合は、その時点で参加費用の増額を参加者へ通知する。

5. 日帰りバスツアーの担当業務

- ・日帰りバスツアーを担当する委員会では専任幹事が責任者となって業務を行うが、委員会内に日帰りバスツアーの業務を行う担当者を置くことができる。

以上

この規定は2017年4月1日より適用する